

【住宅リフォーム助成事業】

～バリアフリーの改修は上乗せになります～

平成26年度から、バリアフリー改修に係る工事を上乗せして助成します。

概要については、次のとおりとなりますので、バリアフリー改修を予定される方については、事前にご相談ください。

①リフォーム事業の助成内容

- ・50万円以上のリフォーム工事が対象で、25%の助成率（上限25万円の助成金）

②バリアフリー改修事業の助成内容

- ・10万円以上のバリアフリー工事が対象で、25%の助成率（上限25万円の助成金）
（詳細は次のページをご覧ください）

昨年度までリフォーム工事の助成金を受けた方でも、バリアフリー改修のみの助成を受けることは可能です。

《バリアフリー改修の対象工事：概要》

※工事内容によっては対象にならない場合もあります。

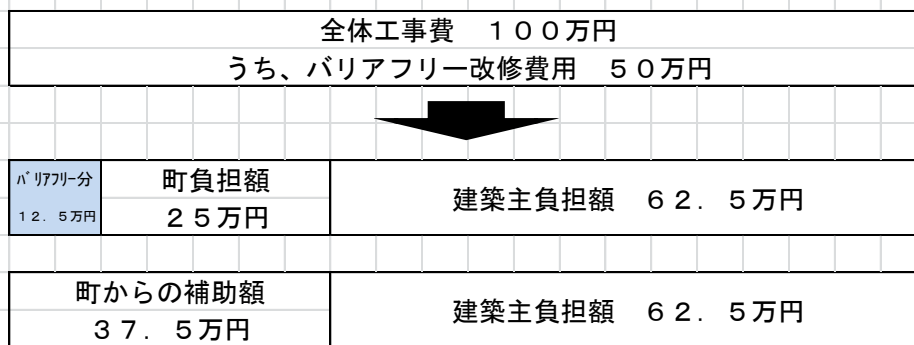
- ①手すりの設置（機能向上や改善を伴わない単なる付け替えは除く）
- ②床の段差解消（付随して行わなければならない壁や建具等の改修を含む）
- ③スロープ設置
- ④浴室改修（機能向上や改善を伴わない単なるユニットバス化は除く）
* 段差解消や落とし込み浴槽など、機能の向上や改善を伴うものは対象
- ⑤トイレ改修（和式→洋式への交換、介護スペースを確保するための拡張など）
* 暖房便座やウォッシュレットのみを設置する場合は対象外
- ⑥廊下の拡張
- ⑦建具の取り替え（ドア→引戸への交換、ドアノブをレバーハンドルに改修など）
- ⑧滑りにくい床材への改修
- ⑨階段の改修（回り段の改修など）

■介護保険制度の助成事業（20万円）との補助の重複はできません。
（別な場所の工事として扱うことは可能です）

* 問い合わせ先 建設課技術係・管理係まで（7-2115）

【例①】全体工事費 100万円、うち、50万円がバリアフリー改修の場合

イ) 全体工事費	100万円
ロ) その内、バリアフリー改修工事に要する費用	50万円
ハ) 町から所有者への補助額	37.5万円
100万円 × 25% (通常分) + 50万円 × 25% (上乗せ分)	



【例②】全体工事費 100万円、うち、全額 100万円がバリアフリー改修の場合

イ) 全体工事費	100万円
ロ) その内、バリアフリー改修工事に要する費用	100万円
ハ) 町から所有者への補助額	50万円
100万円 × 25% (通常分) + 100万円 × 25% (上乗せ分)	

